

水第 1730 号
令和 8 年 8 月 4 日

遊漁船業者 各位

神奈川県環境農政局農水産部水産課長
(公印省略)

遊漁船における事故防止及び利用者の安全確保等の徹底について（通知）

日頃から本県の水産行政及び遊漁に関する業務について、御理解、御協力いただきありがとうございます。

夏になり、本格的な釣りシーズンを迎えることを受け、利用者の増加が見込まれます。このことから、改めて次の点に留意し、遊漁船の事故防止、利用客の安全確保及び漁場の適正利用に万全を期するようお願いします。

- 1 遊漁船業の適正化に関する法律第 14 条に基づき、遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集し、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させないでください。
- 2 安全基準や関係法令に関する必要な周知・掲示がなされていないなどの不適切な事例が散見されています。業務規程に基づき、周知徹底を確実に行うとともに、利用者の安全確保に関する事項を遵守してください。詳細は裏面を御確認ください。
- 3 業務規程第 3 条に基づき、遊漁船及び営業所に業務規程を常に備え置いてください。

問合せ先

漁業調整・資源管理グループ 村岡

電話 045-210-4551（直通）

ファクシミリ 045-210-8853

〈詳細〉

- (1) 規程第 13 条、別表 6 航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項
- (2) 規程第 14 条、別表 7 出航中止基準
- (3) 規程第 15 条、別表 7 帰航基準
- (4) 規程第 16 条 別表 8 気象又は気象等が悪化した場合の対処
- (5) 規程第 17 条 別表 9 海難その他の異常の事態が発生した場合の対処
- (6) 規程第 19 条、別表 10(1) 安全に関する情報の収集及び伝達
- (7) 規程第 20 条、別表 11、安全の確保のために使用者が遵守すべき事項の周知
※別表 11 記載の周知方法を遵守してください。
- (8) 規程第 22 条、別表 10(2) 漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達
- (9) 規程第 23 条、別表 13 水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示
※別表 13 記載の周知方法を遵守してください。